令 和 6 年 度愛 知 県 豊 川市予算 書

## 目次

1 一 般 会 計 ..... 1 頁
2 特 別 会 計
（1）豊川西部土地区画整理事業 ..... 13
（2）豊川駅東土地区画整理事業 ..... 17
（3）公 共 駐 車 場 事 業 ..... 21
（4）国 民 健 康 保 険 ..... 25
（5）後 期 高 齢 者 医 療 ..... 29
（6）土 地 取 得 ..... 33
（7）一 宮 財 産 区 管 理 事 業 ..... 37
（8）赤 坂 財 産 区 管 理 事 業 ..... 41
（9）長 沢 財 産 区 管 理 事 業 ..... 45
（10）萩 財 産 区 管 理 事 業 ..... 49

## 3 企 業 会 計



## 令 和 6 年 度

## 豊 川市一般会計予算

## 第2号議案

令和 6 年度豊川市一般会計予算
令和 6 年度豊川市の一般会計の予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 72，370， 000 千円と定 める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出予算」による。
（継続費）
第2条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第6 7号）第212条第1項の規定に よる継続費の経費の総額及び年割額は，「第2表継続費」による。
（債務負担行為）
第3条 地方自治法第2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすること ができる事項，期間及び限度額は，「第3表債務負担行為」による。 （地方債）
第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第4表地方債」による。
（一時借入金）
第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ の最高額は，2，000， 000 千円と定める。 （歳出予算の流用）
第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項 の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。
（1）各項に計上した報酬，給料，職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用令和 6 年2月21日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫


| 款 | 項 | 金 | 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 10 環境性能割交付金 |  |  | 千円 |
|  |  |  | 140， 000 |
|  | 1 環境性能割交付金 |  | 140， 000 |
| 11 国有提供施設等所在市町村助成交付金 |  |  | 15， 772 |
|  | 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金 |  | 15，772 |
| 12 地方特例交付金 |  |  | 1，114， 001 |
|  | 1 地方特例交付金 |  | 1，114， 000 |
|  | 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金 |  | 1 |
| 13 地方交付税 |  |  | 6，650， 000 |
|  | 1 地方交付税 |  | 6，650， 000 |
| 14 交通安全対策特別交付金 |  |  | 31，000 |
|  | 1 交通安全対策特別交付金 |  | 31，000 |
| 15 分担金及び負担金 |  |  | 319， 253 |
|  | 1 負 担 金 |  | 319， 253 |
| 16 使用料及び手数料 |  |  | 952， 008 |
|  | 1 使 用 料 |  | 587， 287 |
|  | 2 手 数 料 |  | 364， 721 |
| 17 国庫支出金 |  |  | 11，490， 677 |
|  | 1 国庫負担金 |  | 7，064，608 |
|  | 2 国庫補助金 |  | 4，393， 832 |
|  | 3 委 託 金 |  | 32， 237 |
| 18 県支出金 |  |  | 5，408， 068 |
|  | 1 県負担金 |  | 3，516， 992 |
|  | 2 県補助金 |  | 1，566， 978 |
|  | 3 委 託 金 |  | 320， 879 |
|  | 4 県交付金 |  | 3，219 |
| 19 財産収入 |  |  | 481， 156 |



| 款 | 項 | 金 | 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 議 会 |  |  | 千円 |
|  |  |  | 417， 277 |
|  | 1 議 会 費 |  | 417， 277 |
| 2 総 務 |  |  | 7，661， 691 |
|  | 1 総務管理費 |  | 6，466， 196 |
|  | 2 徴 税 費 |  | 752， 536 |
|  | 3 戸籍住民基本台帳費 |  | 339， 637 |
|  | 4 選 挙 費 |  | 1，766 |
|  | 5 統計調査費 |  | 51，618 |
|  | 6 監査委員費 |  | 49，938 |
| 3 民 生 |  |  | 31，050， 441 |
|  | 1 社会福祉費 |  | 13，870， 268 |
|  | 2 児童福祉費 |  | 15，230， 640 |
|  | 3 生活保護費 |  | 1，948， 933 |
|  | 4 災害救助費 |  | 600 |
| 4 衛 生 |  |  | 5，837， 248 |
|  | 1 保健衛生費 |  | 2，888， 147 |
|  | 2 清 掃 費 |  | 2，949， 101 |
| 5 労 働 |  |  | 121， 412 |
|  | 1 労働諸費 |  | 121， 412 |
| 6 農林水産業費 |  |  | 716， 481 |
|  | 1 農 業 費 |  | 643， 808 |
|  | 2 林 業 費 |  | 72， 673 |
| 7 商 工 |  |  | 2，022， 871 |
|  | 1 商 工 費 |  | 2，022， 871 |
| 8 土 木 |  |  | 5，822， 041 |
|  | 1 土木管理費 |  | 487， 639 |


| 款 | 項 |  | 金 | 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 千 |
|  | 2 道路橋りょう費 |  |  | 1，156， 674 |
|  | 3 河 川 費 |  |  | 353， 007 |
|  | 4 港 湾 費 |  |  | 20， 064 |
|  | 5 都市計画費 |  |  | 3，353， 608 |
|  | 6 住 宅 費 |  |  | 451， 049 |
| 9 消 防 |  |  |  | 2，444， 737 |
|  | 1 消 防 費 |  |  | 2，444， 737 |
| 10 教 育 |  |  |  | 8，300， 343 |
|  | 1 教育総務費 |  |  | 753， 231 |
|  | 2 小学校費 |  |  | 2，321， 403 |
|  | 3 中学校費 |  |  | 767， 610 |
|  | 4 社会教育費 |  |  | 1，366， 640 |
|  | 5 保健体育費 |  |  | 3，091， 459 |
| 11 災害復旧費 |  |  |  | 15， 500 |
|  | 1 農林水産施設災害復旧費 |  |  | 6， 200 |
|  | 2 土木施設災害復旧費 |  |  | 9， 300 |
| 12 公 債 |  |  |  | 5，156， 451 |
|  | 1 公 債 費 |  |  | 5，156， 451 |
| 13 諸支出金 |  |  |  | 2，763， 507 |
|  | 1 公営企業費 |  |  | 2，763， 507 |
| 14 予 備 費 |  |  |  | 40， 000 |
| 1 予 備 費 |  |  |  | 40， 000 |
|  | 歳 出 合 | 計 |  | 72，370， 000 |

第2表 継続費


第3表 債 務 負 担 行 為

| 事 項 | 期 間 | 限 | 度 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{array}{lllll} \text { 総 } & \text { 合 } & \text { 計 } & \text { 画 } & \text { 等 } \\ \text { 策 } & \text { 定 } & \text { 委 } & \text { 託 } & \text { 料 } \end{array}$ | 令和 7 年度 |  | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ 8,000 \end{array}$ |
| 戸 籍 総 合 システム標 準 化 対 応 業 務 委 託 料 | 令和 7 年度 |  | 21，934 |
|  | 令和 7 年度 <br> ～令和 9 年度 |  | 572， 188 |
| 豊 川稲荷門前基盤整備基 本 計 画 等 策 定 委 託 料 | 令和 7 年度 |  | 11，660 |
| 御 津 1 区 第 2 期 分 譲用 地 取 得 事 業 費 補 助 （令和6年度補助分） | 令和 7 年度 <br> ～令和15年度 |  | 56， 358 |
| 企 業 再 投 資 促 進 補 助 （令 和 6 年 度 補 助 分） | 令和 7 年度 |  | 107， 713 |
| $\begin{array}{lllll}\text { 総 } \\ \text { 策 } & \text { 合定 } & \text { 交 } & \text { 委 } & \text { 誦 } \\ \text { 託 } & \text { 略 } \\ \text { 料 }\end{array}$ | 令和 7 年度 |  | 12， 200 |
|  | 令和 7 年度 <br> ～令和12年度 |  | 592， 153 |
| $\begin{array}{ccccc}\text { 東 } \\ \text { 通 信 指 令 河 } & \text { 消 設 員 緊 担 急 } \\ \text { 金 }\end{array}$ | 令和 7 年度 <br> ～令和12年度 |  | 381， 119 |


| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 公共施設整備事業費 （ 推 進 債） | $\begin{gathered} \hline \text { 千円 } \\ 495,100 \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 普通貸借 } \\ & \text { 証券発行 } \end{aligned}$ | 年4．0以内（ただ <br> し，利率見直し方式で借り入れ る場合，利率の見直しを行った後においては，当該利率見直 し後の利率） | 政府資金についてはその融資条件により，銀行その他の場合にはその債権者と協定する条件による。ただ し，市財政の都合により，据置期間及び償還期間を短縮し，又は繰上償還し，若 しくは低利債に借換えする ことができる。 |
| 交通安全施設整備事業費 | 9，400 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 児童福祉施設整備事業費 （推 進 債） | 212， 000 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 保健衛生施設整備事業費 （推 進 債） | 222， 800 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 商工業振興事業費 | 14， 600 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 道路新設改良事業費 | 73，700 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 橋りよう新設改良事業費 | 51，300 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 橋りょう新設改良事業費 （ 推 進 債） | 20，500 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 河川整備事業費 | 183， 900 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 港湾施設整備事業費 | 17，000 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 都市計画事業費 | 386，600 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
|  | 376， 100 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 都 市 計 画 } \\ \text { ( 推 } \\ \text { 事 業 䧳 } \\ \text { 債 } \end{gathered}$ | 181， 900 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 消防施設整備事業費 | 8，600 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 消防施設整備事業費 （ 推 進 債） | 350， 200 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 小学校建設事業費 | 457， 200 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 中 学校建設 事業費 | 89，200 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 文化財保護事業費 | 57， 200 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |


| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の方 法 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 社会教育施設整備事業費 | $\begin{array}{r} \hline \text { 千円 } \\ 149,100 \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 普通貸借 } \\ & \text { 証券発行 } \end{aligned}$ | 年 4.0 以内（ただ し，利率見直し方式で借り入れ る場合，利率の見直しを行った後においては，当該利率見直 し後の利率） | 政府資金についてはその融資条件により，銀行その他の場合にはその債権者と協定する条件による。ただ し，市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し，又は繰上償還し，若 しくは低利債に借換えする ことができる。 |
| 保健体育施設整備事業費 | 525， 200 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 保健体育施設整備事業費 （ 特 例 債） | 103， 500 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 計 | 3，985， 100 |  |  |  |

## 令 和 6 年 度

豊川市東三河都市計画事業豊川西部
土地区画整理事業特別会計予算

## 第3号議案

令和 6 年度豊川市東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業特別会計予算
令和 6 年度豊川市の東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 208,800 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出予算」による。
（一時借入金）
第2条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，200， 000 千円と定める。令和 6 年 2 月 21 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫



## 令 和 6 年 度

## 豊川市東三河都市計画事業豊川駅東 <br> 土地区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 予 算

## 第 4 号議案

令和 6 年度豊川市東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業特別会計予算
令和 6 年度豊川市の東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ $1,341,000$ 千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出予算」による。
（債務負担行為）
第2条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第2表債務負担行為」による。
（一時借入金）
第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ の最高額は，200， 000 千円と定める。

令和 6 年2月21日提出
豊川市長 竹 本 幸 夫


| 款 | 項 |  |  | 金 | 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 総 務 費 |  |  |  |  | 千円 915 |
|  | 1 管 理 費 |  |  |  | 915 |
| 2 事 業 |  |  |  |  | 1，339， 285 |
|  | 1 工 事 費 |  |  |  | 1，339， 285 |
| 3 公 債 |  |  |  |  | 500 |
|  | 1 公 債 費 |  |  |  | 500 |
| 4 予 備 |  |  |  |  | 300 |
|  | 1 予 備 費 |  |  |  | 300 |
|  | 歳 | 合 | 計 |  | 1，341， 000 |

第2表 供務負担行為

| 事 |  |  | 項 | 期 | 間 | 限 | 度 | 額 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

## 令 和 6 年 度

豊川市公共駐車場事業特別会計予算

## 第 5 号議案

令和 6 年度豊川市公共駐車場事業特別会計予算
令和 6 年度豊川市の公共駐車場事業特別会計の予算は，次に定めるところ による。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 131， 200 千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出予算」による。
（地方債）
第2条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第67号）第230条第1項の規定に より起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第2表地方債」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出
豊川市長 竹 本 幸 夫


歳 出

| 款 | 項 |  |  | 金 | 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 総 務 費 |  |  |  |  | 千円 |
|  |  |  |  |  | 118， 843 |
| 1 管 理 費 |  |  |  |  | 118， 843 |
| 2 公 債 費 |  |  |  |  | 11，357 |
| 1 公 債 費 |  |  |  |  | 11，357 |
| 3 予備 費 |  |  |  |  | 1，000 |
| 1 予 備 費 |  |  |  |  | 1，000 |
|  |  | 合 | 計 |  | 131， 200 |


| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 駐車 場 整備 事 業費 | $\begin{array}{r} \hline \text { 千円 } \\ 30,100 \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 普通貸借 } \\ & \text { 証券発行 } \end{aligned}$ | 年4．0以内（ただ し，利率見直し方式で借り入れ る場合，利率の見直しを行った後においては，当該利率見直 し後の利率） | 政府資金についてはその融資条件により，銀行その他の場合にはその債権者と協定する条件による。ただ し，市財政の都合により，据置期間及び償還期間を短縮し，又は繰上償還し，若 しくは低利債に借換えする ことができる。 |
| 計 | 30， 100 |  |  |  |

## 令 和 6 年 度

豊川市国民健康保険特別会計予算

令和 6 年度豊川市国民健康保険特別会計予算
令和 6 年度豊川市の国民健康保険特別会計の予算は，次に定めるところに よる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ $15,834,400$ 千円と定め る。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出予算」による。
（一時借入金）
第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，300， 000 千円と定める。 （歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項 の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。
（1）各項に計上した報酬，給料，職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
（2）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
令和6年2月21日提出
豊川市長 竹 本 幸 夫


| 款 | 項 | 金 | 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 総 務 |  |  | 千円 |
|  |  |  | 188， 701 |
|  | 1 総務管理費 |  | 170， 362 |
|  | 2 徴 収 費 |  | 18， 100 |
|  | 3 運営協議会費 |  | 239 |
| 2 保険給代 |  |  | 10，808， 850 |
|  | 1 療養諸費 |  | 9，391， 445 |
|  | 2 高額療養費 |  | 1，357，585 |
|  | 3 移 送 費 |  | 90 |
|  | 4 出産育児諸費 |  | 49， 000 |
|  | 5 葬祭諸費 |  | 10，600 |
|  | 6 結核医療付加金諸費 |  | 30 |
|  | 7 傷病手当金諸費 |  | 100 |
| 3 国民健康保険事業費納付金 |  |  | 4，640， 160 |
|  | 1 医療給付費分納付金 |  | 3，170， 149 |
|  | 2 後期高齢者支援金等分納付金 |  | 1，100， 720 |
|  | 3 介護納付金分納付金 |  | 369， 291 |
| 4 保健事業費 |  |  | 166， 566 |
|  | 1 特定健康診査等事業費 |  | 135， 748 |
|  | 2 保健事業費 |  | 30，818 |
| 5 基金積立金 |  |  | 1，216 |
|  | 1 基金積立金 |  | 1，216 |
| 6 公 債 |  |  | 1 |
|  | 1 公 債 費 |  | 1 |
| 7 諸支出金 |  |  | 20，906 |
|  | 1 償還金及び還付加算金 |  | 20，906 |
| 8 予 備 費 |  |  | 8， 000 |


| 款 |  |  |  | 項 | 金 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |

## 令 和 6 年 度

豊川市後期高齢者医療特別会計予算

## 第 7 号議案

令和 6 年度豊川市後期高齢者医療特別会計予算
令和 6 年度豊川市の後期高齢者医療特別会計の予算は，次に定めるところ による。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ $3,859,600$ 千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出
豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

| 款 | 項 |  |  | 金 | 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 後期高齢者医療保険料 |  |  |  |  | 千円 |
|  |  |  |  |  | 3，096， 743 |
|  | 1 後期高齢者医療保険料 |  |  |  | 3，096， 743 |
| 2 繰 入 |  |  |  |  | 667， 401 |
|  | 1 他会計繰入金 |  |  |  | 667， 401 |
| 3 繰 越 |  |  |  |  | 1 |
|  | 1 繰 越 金 |  |  |  | 1 |
| 4 諸 収 |  |  |  |  | 95， 455 |
|  | 1 延滞金及び過料 |  |  |  | 2 |
|  | 2 償還金及び還付加算金 |  |  |  | 4， 930 |
|  | 3 市預金利子 |  |  |  | 20 |
|  | 4 受託事業収入 |  |  |  | 90，473 |
|  | 5 雑 入 |  |  |  | 30 |
| 歳 入 合 |  |  | 計 |  | 3，859， 600 |


| 款 | 項 | 金 額 |
| :---: | :---: | :---: |
|  |  | 千円 |
| 1 総 務 |  | 36， 036 |
|  | 1 総務管理費 | 27，106 |
|  | 2 徴 収 費 | 8，930 |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |  | 3，719， 492 |
|  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 3，719， 492 |
| 3 保健事業費 |  | 98，141 |
|  | 1 保健事業費 | 98，141 |
| 4 諸支出金 |  | 4， 931 |
|  | 1 償還金及び還付加算金 | 4， 930 |
|  | 2 繰 出 金 | 1 |
| 5 予 備 |  | 1，000 |
|  | 1 予 備 費 | 1，000 |
|  | 歳 出 合 計 | 3，859， 600 |

## 令 和 6 年 度

## 豊 川市土地取得特別会計予算

令和 6 年度豊川市土地取得特別会計予算
令和 6 年度豊川市の土地取得特別会計の予算は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 368,000 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出
豊川市長 竹 本 幸 夫



## 令 和 6 年 度

## 豊川市一宮財産区管理事業特別会計予算

令和 6 年度豊川市一宮財産区管理事業特別会計予算
令和 6 年度豊川市の一宮財産区管理事業特別会計の予算は，次に定めると ころによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 600 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出
豊川市長 竹 本 幸 夫



## 令 和 6 年 度

## 豊川市赤坂財産区管理事業特別会計予算

第 10 号議案

令和 6 年度豊川市赤坂財産区管理事業特別会計予算
令和 6 年度豊川市の赤坂財産区管理事業特別会計の予算は，次に定めると ころによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 2,600 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出
豊川市長 竹 本 幸 夫



## 令 和 6 年 度

## 豊川市長沢財産区管理事業特別会計予算

令和 6 年度豊川市長沢財産区管理事業特別会計予算
令和 6 年度豊川市の長沢財産区管理事業特別会計の予算は，次に定めると ころによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 3,100 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出
豊川市長 竹 本 幸 夫



## 令 和 6 年 度

## 豊川市萩財産区管理事業特別会計予算

令和 6 年度豊川市萩財産区管理事業特別会計予算
令和 6 年度豊川市の萩財産区管理事業特別会計の予算は，次に定めるとこ ろによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 7，700千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出
豊川市長 竹 本 幸 夫



## 令 和 6 年 度

豊 川市水道事業会計予算

## 第13号議案

令和 6 年度豊川市水道事業会計予算
（総
則）

第 1 条 令和 6 年度水道事業会計の予算は，次に定めるところによる。
（業務の予定量）
第2条 業務の予定量は，次のとおりとする。
（1）給 水 人 口
185， 600 人
（2）給 水 戸 数 82， 510 戸
（3）年 間 総 給 水 量
21， $329,000 \mathrm{~m}^{3}$
（4）一日平均給水量
58， $436 \mathrm{~m}^{3}$
（5）主要な建設改良事業

営業用設備整備事業 395， 346 千円

配水管布設事業

$$
\text { 1, 216, } 895 \text { 千円 }
$$

（収益的収入及び支出）
第3条 収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収
第 1 款 水道事業収益
第1項 営 業 収 益
第2項 営 業 外 収 益
第3項 特 別 利 益

入
3，727，776千円
3，334， 695 千円
393， 054 千円
27 千円
支
出

第 1 款 水道事業費用
3，366， 612 千円
第1項 営 業 費 用 3，301， 205 千円

第2項 営 業 外 費 用 58， 927 千円

第3項 特 別 損 失 1， 480 千円

第4項 予 備 費

第4条 資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1，610， 800 千円は，減債積立金 100,000 千円，建設改良積立金 100,000 千円，過年度分損益勘定留保資金 908,536 千円，当年度分損益勘定留保資金 370， 200 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 132， 064 千円で補てんするものとする。）。

収
第1款 資本的収入
第1項 負 担 金
第2項 固定資産売却代金

入 319， 626 千円

319， 497 千円
129 千円
支 出

第1款 資本的支出

$$
\text { 1,930, } 426 \text { 千円 }
$$

第1項 建 設 改 良 費

$$
\text { 1, 703, } 560 \text { 千円 }
$$

第2項 企 業 債 償 還 金 226， 866 千円
（継続費）
第5条 継続費の総額及び年割額は，次のとおりと定める。

| 款 |  | 項 | 事 業 名 | 総 額 | 年 度 | 年 割 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 |  | 一宮浄水場中 央 監 視制御装置更新事業費 | 千円 | 令和 6 年度 | 千円 |
|  |  |  | 令和 7 年度 |  | 210， 600 |
|  |  |  | 令和 8 年度 |  | 136， 890 |

（債務負担行為）
第6条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定め る。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
| :---: | :---: | :---: |
| 水道料金収納業務等包括業務委託料 | 令和 7 年度 $\sim$ 令和 11 年度 | $\begin{gathered} \text { 千円 } \\ 942,453 \end{gathered}$ |

（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定 める。
（1）収益的支出 第1項 営 業 費 用 第2項 営 業外費用第3項 特 別 損 失
（2）資本的支出 第1項 建 設 改 良費 第2項 企業債償還金 （議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については，その経費の金額を，それ以外の経費の金額に流用 し，又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なけれ ばならない。
（1）職員給与費 349， 588 千円
（たな卸資産購入限度額）
第 9 条 たな卸資産の購入限度額は，9， 460 千円と定める。
令和 6 年 2 月 21 日提出
豊川市長 竹 本 幸 夫

## 令 和 6 年 度

豊川市下水道事業会計予算

## 第14号議案

令和 6 年度豊川市下水道事業会計予算
（総 則）
第1条 令和 6 年度下水道事業会計の予算は，次に定めるところによる。 （業務の予定量）

第2条 業務の予定量は，次のとおりとする。
（1）処理区域内人口 166，100人
（2）水 洗 化 人口
（3）年 間 総 処理水量
155,600 人
（4）一日平均処理水量
（5）主要な建設改良事業
特定環境保全公共下水道汚水管渠整備事業 959， 028 千円
公共下水道污水管渠整備事業 827， 858 千円
雨 水 管 渠 整 備 事 業 196， 961 千円
（収益的収入及び支出）
第3条 収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。
収入
第1款 下水道事業収益
第1項 営 業 収 益
4，283， 604 千円
2，910， 769 千円
第2項 営 業 外 収 益
1，372， 827 千円
第3項 特 別 利 益
8 千円
支
出
第1款 下水道事業費用
第1項 営 業 費 用
第2項 営 業 外 費 用
第3項 特 別 損 失
第4項 予 備 費

4，288， 859 千円
4，161， 919 千円 124， 026 千円

1，914 千円
1， 000 千円
（資本的収入及び支出）
第4条 資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,468 ， 142 千円は，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 111，441 千円，当年度分損益勘定留保資金 $1,146,965$ 千円，繰越利益剰余金処分額 209，736 千円で補てんするものとする。）。

## 第1款 資本的収入

$$
\text { 2, 106, } 982 \text { 千円 }
$$

第1項 企 業 債 1，341， 700 千円
第2項 負担金及び分担金
第3項 固定資産売却代金

$$
\text { 97, } 749 \text { 千円 }
$$

1 千円
第4項 出 資 金
124， 190 千円
第5項 補 助 金
543， 342 千円

## 支

出
第1款 資本的支出 3，575， 124 千円
第1項 建 設 改 良 費
2，223， 688 千円
第2項 企 業 債 償 還 金
1，351， 436 千円
（債務負担行為）
第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定め る。

| 事 項 | 期 | 間 | 限 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 度 | 額 |  |  |
| 水道料金収納業務 <br> 等包括業務委託料 | 令和 7 年度 $\sim$ 令和 111 年度 |  | 千円 |

（企業債）
第6条 起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び偵還の方法は，次のとおりと定め

| 起債の目的 | 限 度 額 | 起僓の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{array}{ccc} \text { 下 } & \text { 水 } & \text { 道 } \\ \text { 事 } & \text { 業 } & \text { 費 } \end{array}$ | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ 1,341,700 \end{array}$ | 普通貸借 <br> 又 は証券発行 | 年 4.0 以内（た だし，利率見直し方式で借り入れ る場合，利率の見直しを行った後 においては，当該利率見直し後の利率） | 政府資金については その融資条件により，銀行その他の場合には その債権者と協定する条件による。ただし，企業財政の都合により，据置期間及び償還期間 を短縮し，又は繰上償還し，若しくは低利僓 に借換えすることがで きる。 |
| 計 | 1，341，700 |  |  |  |

（一時借入金）
第 7 条 一時借入金の限度額は， 800,000 千円と定める。
（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定 める。
（1）収益的支出 第1項 営 業 費 用 第2項 営業外費用第3項 特 別 損 失
（2）資本的支出 第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金 （議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第9条 次に掲げる経費については，その経費の金額を，それ以外の経費の金額に流用 し，又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なけれ ばならない。
（1）職員給与費 243， 760 千円
（他会計からの補助金）

第10条 下水道事業の健全な財政運営に資するため，一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は，24， 382 千円である。
（利益剩余金の処分）
第 11 条 繰越利益剰余金 724,896 千円のらち，209，736 千円は，次のとおり処分する ものと定める。
（1）資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てん 209， 736 千円令和 6 年2月 21 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

## 令 和 6 年 度

豊 川市病院事業会計予算

令和 6 年度豊川市病院事業会計予算

## （総 則）

第1条 令和6年度病院事業会計の予算は，次に定めるところによる。 （業務の予定量）
第2条 業務の予定量は，次のとおりとする。

| （1） | 病 床 数 | 501 床 |
| :---: | :---: | :---: |
| （ 2 ） | 年 間入 院 患者数 | 153， 665 人 |
| （ 3 ） | 年 間外来患者数 | 284， 796 人 |
| （ 4 ） | 一日平均入院患者数 | 421 人 |
| （ 5 ） | 一日平均外来患者数 | 1，172 人 |
| （ 6 ） | 主要な建設改良事業 |  |
|  | 機械器具整備事業 | 530， 010 千円 |

（収益的収入及び支出）
第3条 収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収
第1款 病 院 事 業 収 益
第1項 医 業 収 益
第2項 医 業 外 収 益
第3項 特 別 利 益
支

入

$$
\begin{array}{r}
19,303,210 \text { 千円 } \\
17,535,581 \text { 千円 } \\
1,760,152 \text { 千円 } \\
7,477
\end{array} \text { 千円 }
$$

出

$$
\begin{array}{r}
20,410,983 \text { 千円 } \\
19,839,990 \text { 千円 } \\
504,992 \text { 千円 } \\
65,001 \text { 千円 } \\
1,000 \text { 千円 }
\end{array}
$$

（資本的収入及び支出）
第4条 資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 985，337 千円は，過年度分損益勘定留保資金 983， 930 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1，407 千円 で補てんするものとする。）。
収 入

第1款 資 本 的 収 入
第1項 企 業 債
第2項 負 担 金
第3項 固定資産売却代金
第4項 補 助 金
第5項 投 資 回 収 金
第6項 寄 附 金
支

1，099， 975 千円
507， 000 千円
591， 728 千円
10 千円
1，217 千円
10 千円
10 千円
出
（債務負担行為）
第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおり と定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
| :---: | :---: | :---: |
| I S O 認 定取得支援業務 | 令和 7 年度 | $\begin{gathered} \text { 千円 } \\ 2,750 \end{gathered}$ |
| 総 合 医 療 情 報システム更 新 支 援 業 務 | 令和 7 年度～令和 9 年度 | 74， 800 |

（企業債）
第6条 起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおり と定める。

| 起債の目的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 機 械 器 具整 備 事 業 費 | $\begin{array}{r} \text { 千円 } \\ 507,000 \end{array}$ | 普 通 貸 借 <br> 又 は <br> 証 券 発 行 | 年 4.0 以内（た だし，利率見直 し方式で借り入 れる場合，利率 の見直しを行っ た後においては，当該利率見直し後の利率） | 政府資金については その融資条件により銀行その他の場合には その債権者と協定する条件による企業財政の都合により据置期間及び償還期間 を短縮し，又は繰上償還し，若しくは低利僓 に借換えすることがで きる。 |
| 計 | 507， 000 |  |  |  |

## （一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は，1，000，000千円と定める。
（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとお りと定める。
（1）収益的支出
第1項 医 業 費 用第3項 特 別 損 失
（2）資本的支出 第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金第3項 投 資
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第9条 次に掲げる経費については，その経費の金額を，それ以外の経費の金額 に流用し，又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。
（1）職員給与費

$$
10,164,568 \text { 千円 }
$$

（2）交 際 費

$$
200 \text { 千円 }
$$

（たな卸資産購入限度額）
第10条 たな卸資産の購入限度額は，3，357， 250 千円と定める。
（重要な資産の取得）
第11条 重要な資産の取得は，次のとおりとする。

| 種 類 | 名 称 | 数 | 量 |
| :---: | :--- | :---: | :---: |
| 器械 備 品 | 多目的デジタルX線TVシステム | - | 式 |
|  | 麻酔システム | 一 | 式 |
|  | 薬局部門システム関連機器 | 一 | 式 |

令和6年2月21日提出
豊川市長 竹 本 幸 夫

